

北上市地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更について

1 申請書の提出

- ・地域計画に該当する農地を住宅建設等の理由により農地転用を行う場合は、地域計画の変更手続きが必須となります。
- ・申請書を作成し添付書類を準備のうえ、農業振興課に提出してください。

2 スケジュール

- ・申請書の提出による地域計画の変更は**年2回（①8月末〆切、②2月末〆切）**となります。
- ・地域の協議や関係機関への意見聴取等の定められた手続きの後、地域計画を変更することとなることから、**おおよそ4カ月程度**の期間を要します。
- ・地域計画の変更後に農地転用が可能となるため、申請手続きは余裕をもって行ってください。
- ・地域計画の区域内に設定されていない農地転用については、これまでと同じ手続きとなります。

【変更手続き凡例】
農地転用： 
地域計画： 
農振変更： 

【スケジュールのイメージ】

